

ビル管理法における特定施設において、6ヶ月に1回検査しなければならない水質検査項目（16項目）

一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下
鉛およびその化合物 ※	鉛の量に関して、0.001mg/L以下
亜鉛およびその化合物 ※	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
鉄およびその化合物 ※	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
銅およびその化合物 ※	銅の量に関して、1.0mg/L以下
蒸発残留物 ※	500mg/L以下